

第2版はしがき

本書初版が上梓されたのは2012年3月、前年に起きた東日本大震災とその後続く福島第一原子力発電所事故の爪痕が痛々しく残る頃であった。意識的にも無意識的にもカーペットの下に隠してきたジェンダー意識や構造、そしてジェンダー差別が顕在化し、課題化された。さて、この9年間、日本社会や法制度はこれらの課題に向き合い、ジェンダー平等に向けて動き出すことができたであろうか。

2021年2月の現在、新型コロナウイルス感染対策として2度目の緊急事態宣言が発出される中、性差別的で「上の決断を黙って黙認せよ」と言わんばかりの発言をきっかけとする東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長の森氏の辞任と、密室でなされようとした後任選びが耳目を集めている。世界経済フォーラムから毎年発表されるジェンダーギャップ指数2020では、日本は153カ国中121位とさらに順位を下げ、2003年に内閣府・男女共同参画推進本部が決定した「社会のあらゆる分野において、2020年までに社会の指導的位置に女性が占める割合を少なくとも30%にする」という目標は正式に先送りされた。

変化がなかったわけではない。日本社会の中でのもっとも大きな変化の1つは、LGBTQなどセクシュアル・マイノリティをめぐる動きであろう。当事者の皆さんが積極的に声を上げる中で、学校現場や職場での対応も始まっている。2015年に始まった自治体パートナーシップ制度も、2020年12月の段階で74自治体・人口カバー率も33.4%（認定NPO法人NIJIRO DIVERSITY調べ）に達している。この動きは、セクシュアリティが人権の重要な要素であることを照射しただけではなく、ジェンダー平等の理念やジェンダー論の構成そのものにも大きな転換をもたらした。そして、#MeTooやフラワーデモ、あるいは#Ku Tooという形で展開している。

残念なことに、これら社会の中での新しい動きが、制度の改正や変革という

形での成果をもたらしたとは言い難い。2015年12月の最高裁大法廷の夫婦同性強制に関する合憲判決の記憶はまだ新しく、選択的夫婦別姓すら法制化されないこの国で、2021年3月に札幌地裁の判決が出たにせよ、同性婚への道のりはまだまだ険しい。

もっとも、希望がないわけではない。2017年に110年ぶりに改正された刑法の性犯罪条項は、さらなる改正に向けて動いている。2018年に発覚した医大入試における女性・多浪生への差別には驚愕したが、一方でそれらの事実が明るみにさらされ、司法の場でその正しさが争われていることには、一条の光を感じる。ジェンダー課題に関して、法や司法制度が果たすべき役割の一端が示されているからである。ジェンダーの視点から法の世界を捉え直すことを目的とした「ジェンダー法」の重要性は高まっているのである。それは、この国の民主主義や立憲主義のあり方を考え直すものとして、何となくマジョリティ気分である人々にとっても他人事ではないものである。

法律文化社の小西英央氏には、初版の折と同様に、お世話になった。出版をめぐる状況が厳しい中、第2版の刊行が実現したこと、改訂にご協力くださった執筆者の先生方に御礼を申し上げるとともに、小西氏に深く感謝申し上げます。

本書の構成上の特徴などについては、初版のはしがきをお読みいただきたい。法学を学ぶ学生だけではなく、様々な専門の学生たち、そしてジェンダー社会課題に関心を寄せてくださる皆様の元に、本書が届くことを願っています。

コロナ禍、二度目の春に

編者一同

はしがき

高度経済成長が実現され、半世紀にわたり大きな戦争に巻き込まれず、犯罪も比較的少なく、いろいろ言われつつも官僚主導の統治が是正されて政治の民度が上がってきた21世紀初頭の日本において、豊かさを実感できない障害が大きく2つほどある。1つは、徐々に進む格差社会、非正規雇用の増大等であろうか。もう1つは、女性（主婦は少額のパートまで）の社会活用の少なさの一方で一部の男性の働きすぎ（カロウシはすでに国際的に通じる）である。これらを解く鍵は、労働・経済とともに、社会的性役割、すなわちジェンダーにある。

法学の世界で、ジェンダーが1つの法分野を形成すると認識されたのは、そう古いことではない。こういった視点から法を観察した業績は、非常に少なかった。ジェンダー法学会の結成はようやく2003年末のことである。その後、「ジェンダー（と）法」を謳う教科書は堰を切ったように次々と刊行されている。その中で本書を刊行することには、いくつかの理由がある。

第1に、ジェンダー法学が、牽引車的立場の研究者の熱意で走り続ける創成期の段階から、裾野の広い若い研究者の理論提示が求められる段階に来ていることである。第2に、一部エリート女性の憤慨にとどめず、第一義的には、階層や地域を超えた労働・教育・家庭の問題として考え直すべきと思えることがある。第3に、この問題を男性側にも自分の問題として考えてもらう必要があるのであり、また、マイノリティ差別を考える起点、多くの社会問題のキーなどとして、ジェンダーの問題を捉え直す必要があることである。ジェンダーの視点で法を見直すことは（「民主主義」が今日の日本では共有される価値・手続でありイデオロギーではないように）もはやイデオロギーではない。そして第4に、法科大学院時代に入り、一方で法曹実務家にこの問題を語る必要がありながら、他方で、基本七法などを不十分に本法領域の学習を始めざるをえない状況がある。多くの人に語りかける、平易な教科書は必要だと感じるものである。

このため、執筆者を新進の若い研究者、そうでなくても、類書の執筆のあま

りない研究者を24名集めた。法哲学、法制史、比較法、憲法、行政法、民法（財産法、家族法）、刑法、国際法、労働法、社会保障法など、属する専門分野も多岐にわたる。また、男性研究者も類書と比べて多い。構成としても、ジェンダー法を学ぶために必要な基本法分野の概説をはじめに置いて、そこに立ち帰ることが容易なように工夫を行った。本論も、身近な教育、労働、家庭の問題から議論をスタートさせ、法学者がついつい最大の問題としがちな政治や司法の問題は最後の方で取り上げた。そして、ジェンダー法の発展展開として、男性差別、その他の差別に各1章割いたのも本書の重要な特徴である。このため、問題意識を深めたいという幅広い読者の要求に応えられるものと思う。

レクチャー、プリメールの *a* シリーズの刊行を進める法律文化社の小西英央氏より本書の刊行は強く勧められていたところ、ジェンダー法学会第4期（2009-2011年12月）理事兼会誌編集委員のうち3名が編者となって、本書の企画を進める流れができ、編集会議などを経て、今日、刊行の運びとなった。執筆者の先生方に御礼申し上げるとともに、小西氏に深く感謝申し上げます。教科書であるので、仔細に引用を行わなかった点、御海容を願うものである。何よりも、本書を手にかけている皆様に幸あれと願いたい。

震災の爪痕もお深き2012年2月

編者一同